

令和2年度における家庭用品品質表示法の運用状況等

消費者庁は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）の規定に基づいて、不適正な表示を行った者に対する指示及び指導を行うとともに、同法に関する相談への対応、講師派遣等を通じた普及・啓発に関する活動を行うなど、家庭用品の品質に関する表示の適正化に努めている。

令和2年度における家表法の運用状況等は、以下のとおりである。

1. 違反事案に対する指導等の状況

令和2年度において、家表法の違反被疑事案として消費者庁が受け付けた件数は、236件（うち前年度からの繰越18件）であった。236件の内訳は、地方自治体による立入検査（結果を消費者庁に移送）が81件、事業者からの自主申告が65件、消費者等からの情報提供（家表法第10条に基づく申出を含む。）が62件、消費者庁による職権探知が10件であった（表1参照）。

表1 家表法違反被疑事案の受付件数の内訳（単位：件）

前年度からの繰越	18
地方自治体による立入検査	81
自主申告	65
消費者等からの情報提供	62
職権探知	10
受付件数合計	236

236件のうち、家表法に基づいた表示事項を表示していない、又は表示に関する遵守事項を遵守していないものとして、令和2年度に指示及び指導をしたものは149件であった（表2参照）。

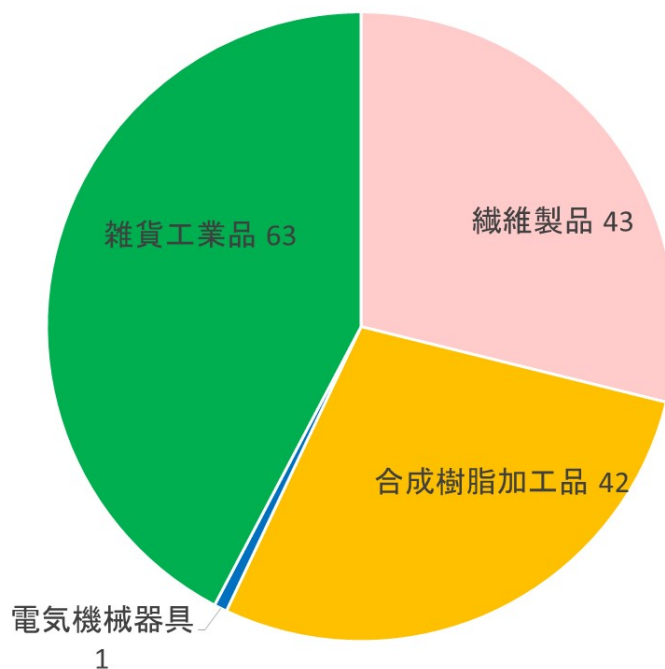
表2 家表法違反事案の年度別の状況 (単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指示	10	1	11	24	7
指導	122	166	136	170	142
経済産業省に移送	1	0	0	0	0
違反無し	15	5	2	6	7
対象外	7	6	9	11	10
打切り	14	5	24	18	15
翌年度に繰越	5	18	63	18	55
受付合計	174	201	245	247	236

令和2年度に指示及び指導をした149件の品目別としては、繊維製品が43件（うち、シャツ9件、上衣8件、タオル類6件、ズボン6件）、合成樹脂加工品が42件（うち、ポリエチレンフィルム製の袋（以下「ポリ袋」という。）38件）、電気機械器具が1件、雑貨工業品が63件（うち、魔法瓶46件、合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用等の器具（以下「合成ゴム製の器具等」という。）6件）であった（表3、図1参照）。

表3 図1 品目別指示・指導事案件数 (単位：件)

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品
43	42	1	63



違反事案の具体的な内容は、以下のとおりである。

- ①繊維製品については、品質表示（家庭用洗濯取扱方法（以下「洗濯表示」という。）を含む。）が欠落していたもの、組成表示（指定用語及び混用率を含む。）が間違っていたものなどがあった。
- ②合成樹脂加工品については、ポリ袋の表示事項（原料、耐冷温度、寸法、枚数及び注意事項）が欠落していたものなどがあった。
- ③雑貨工業品については、魔法瓶の表示事項（品名、容量、保温効力等）の誤記、使用上の注意等を本体に表示していないものがあった。また、合成ゴム製の器具等の表示事項（使用材料）の誤記、さらに革等製手袋の表示事項（原材料）の誤記などがあった。

2. 地方自治体による立入検査の実施状況

家表法においては、立入検査等の一部の権限を地方自治体（都道府県及び市。以下同じ。）に委任している。令和2年度において、地方自治体による立入検査の実施件数は2,706件であった（表4参照）。

表4 令和2年度 地方自治体における立入検査状況 （単位：件）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
68	30	58	20	75	7	44
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
165	67	74	49	155	95	59
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
51	40	30	154	80	87	48
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
159	146	49	34	6	35	90
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
10	18	6	10	29	17	50
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
97	18	71	175	19	27	76
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	地方自治体合計	
3	68	6	18	13	2,706	

注：市が実施した立入検査の件数は都道府県の数値に含めている。

なお、立入検査の結果、違反の被疑が生じたものとして、消費者庁に移送されたものは81件であった（前記1.参照）。

3. 家表法に関する相談状況

令和2年度における相談件数は、4,899件であった。月別では4月（457件）、6月（461件）、7月（448件）、9月（421件）、10月（447件）及び令和3年3月（516件）は月平均を上回る相談件数であった。特に4月から6月頃までの間は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、マスクや除菌関係製品に関する相談（いずれも家表法の対象外の品目）が多かった。

相談全体のうち、家表法の対象製品に関する相談が3,127件、対象外製品に関する相談が1,772件であった。

対象製品別では、繊維製品が1,677件、合成樹脂加工品が323件、電気機械器具が82件、雑貨工業品が1,045件であった（表5、図2参照）。

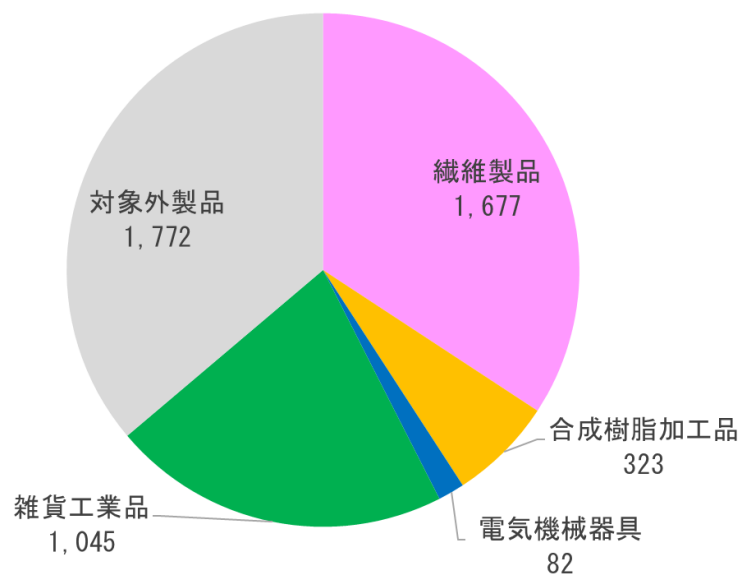
また、対象外製品については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、除菌・消毒剤関係製品（アルコール、次亜塩素酸関係等）、マスク（織布製、不織布製及びマスクケース）に関する問合せが多かった。また、繊維製のバッグに関する問合せも多かったが、これはレジ袋有料化に伴う「エコバッグ」の販売増加に伴うものであった。このほか、電子たばこ、玩具、文房具、ペット用製品等に関する相談が多かったが、これらはいずれも家表法の対象外である。

表5 図2 製品別相談件数一覧（単位：件）

相談計	対象製品	対象外製品
4,899	3,127	1,772

（対象製品の内訳）

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品
1,677	323	82	1,045



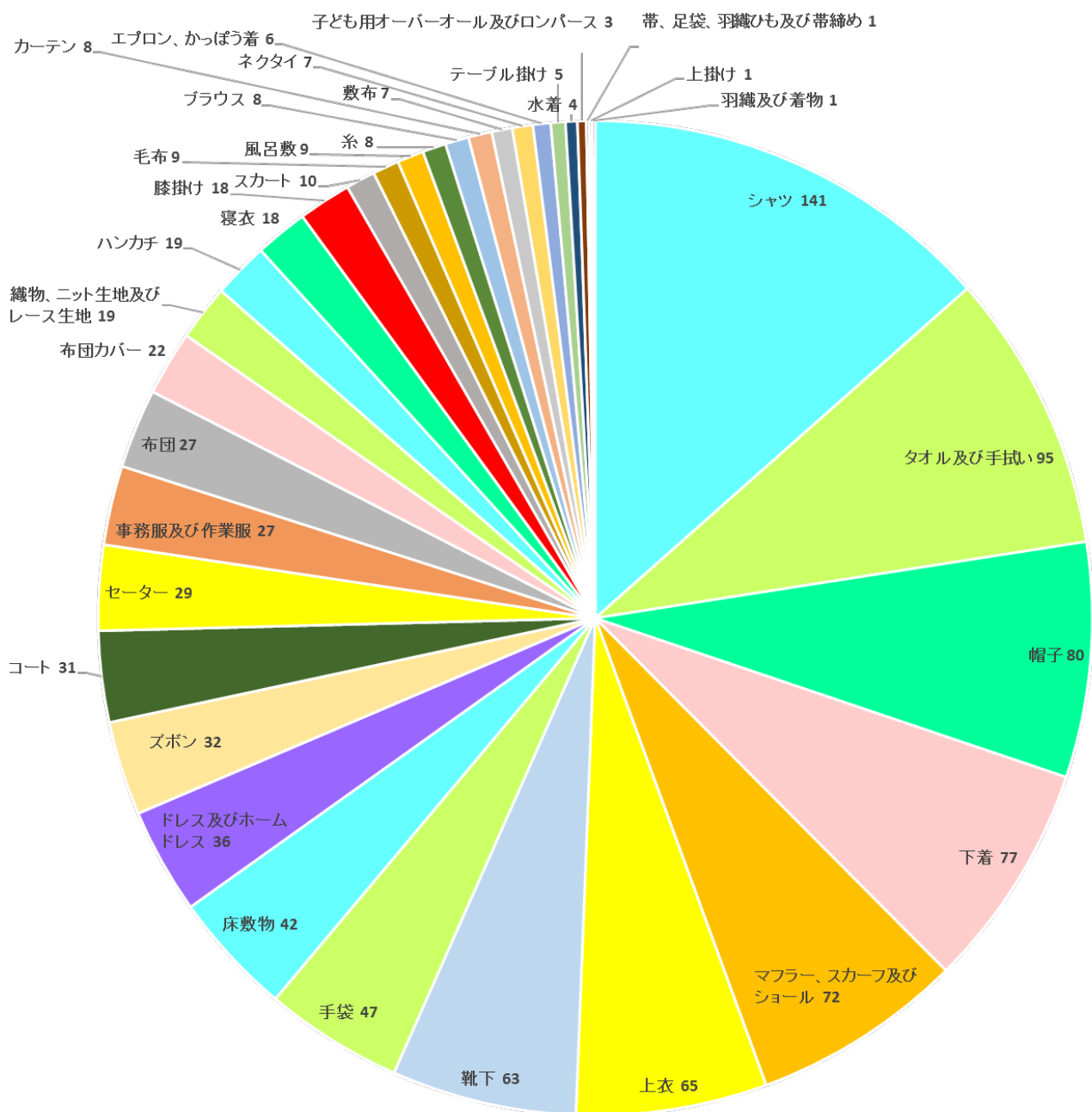
対象製品別の相談状況は、以下のとおりである。

(1) 繊維製品（1, 677件）

相談件数が多かった品目としては、シャツ（141件）、タオル及び手拭い（95件）、帽子（80件）、下着（77件）、マフラー、スカーフ及びショール（72件）、上衣（65件）、靴下（63件）、手袋（47件）、床敷物（42件）、ドレス及びホームドレス（36件）等であった（図3参照）。

図3 繊維製品の品目別相談内訳（単位：件）

※その他（品目不明・全般）の相談630件を除く



繊維製品についての主な相談内容は、以下のとおりである。

①洗濯表示に関する相談

「この製品は洗濯表示が必要か」

「洗濯表示は紙に表示してタグピンで止める方法（下げ札）でよいか」

「乾燥に関する記号を表示しなくても問題ないか」

②指定用語に関する相談

「告示で定められてない繊維についてはどのように表示したらよいか」

「繊維の組成についてローマ字表記してもよいか」

③既に表示がされている輸入品に関する相談

「輸入元のタグが既に付いているが、表示者名はどうすればよいか」

「表示されている洗濯表示をそのまま使用してよいか」

「品質の注意事項の表記が外国語のままよいか」

「指定用語に無い用語を使用しているが、このままでよいか」

④組成表示、混用率に関する相談

「裏地について組成表示は必要なのか」

「袖口部分だけ別の組成だが、どのように表示したらよいか」

「混用率を表示せず、組成の用語のみを表示することはよいか」

「組成の混用率は少ない順に表示してよいか」

(2) 合成樹脂加工品（323件）

相談件数が多かったものは、食事用、食卓用又は台所用の器具（183件）、ポリ袋（58件）であった。このうち、食事用、食卓用又は台所用の器具については、家表法の対象か否かの確認、耐熱温度の表示の必要性の確認といった相談が多かった。また、ポリ袋については、地方自治体が販売する一般ゴミ袋が家表法の対象であるか否かの確認、寸法の表示方法、販売単位の確認等の相談があった。

(3) 電気機械器具（82件）

相談件数が多かったものは、ジャー炊飯器（8件）、電気冷蔵庫（6件）、電子レンジ（5件）、電気ポット（5件）であった。

(4) 雑貨工業品（1,045件）

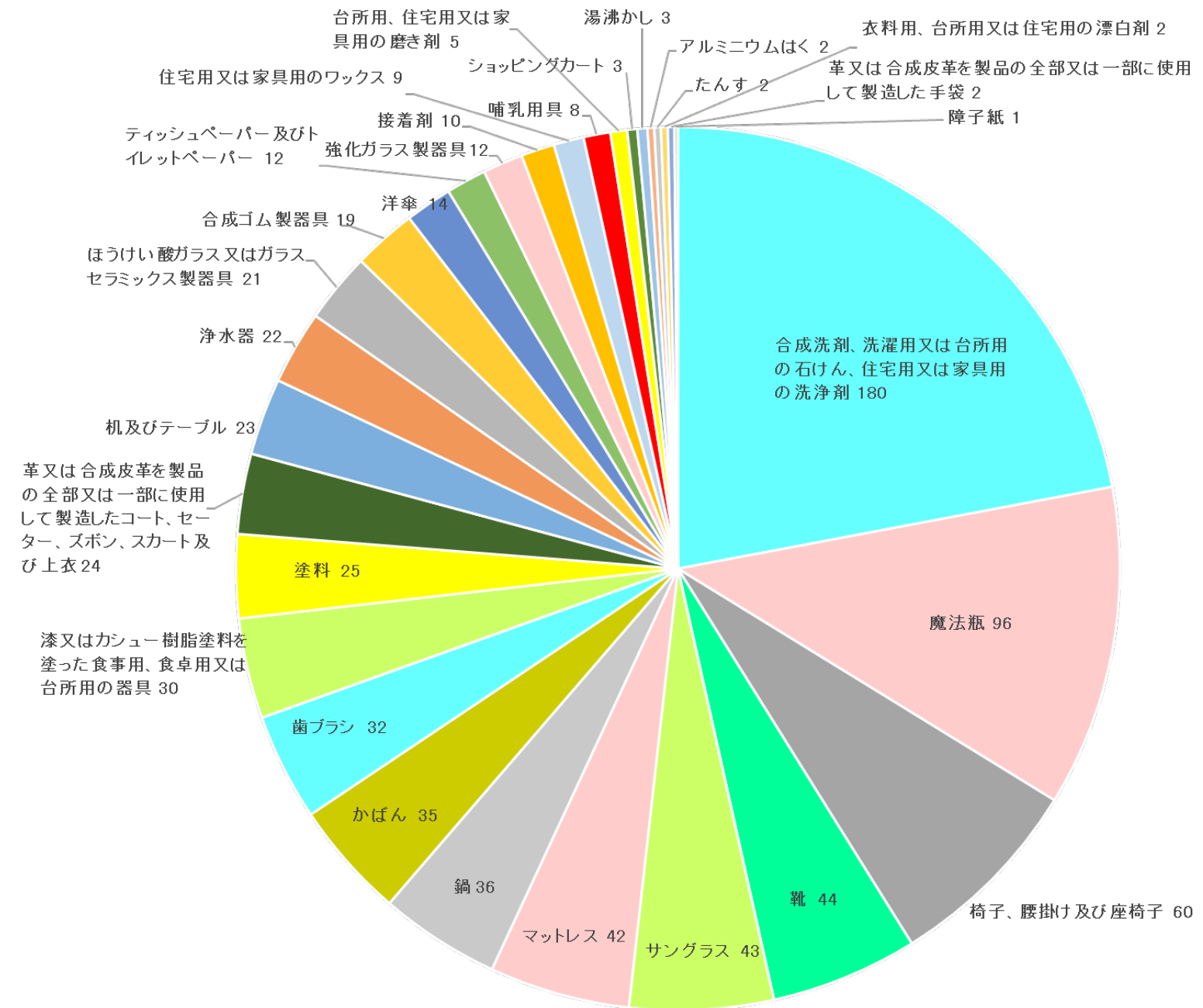
相談件数が多かった品目とその相談内容は以下のとおりである。

相談件数が多かった品目は、合成洗剤等（180件）、魔法瓶（96件）、椅子、腰掛け及び座椅子（60件）、靴（44件）、サングラス（43件）、スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス（以下「マットレス」という。）（42件）、鍋（36件）、かばん（35件）、歯ブラシ（32件）であった（図4参照）。

図4 雑貨工業品の品目別相談内訳

(単位：件)

※その他(品目不明・全般)の相談228件を除く



雑貨工業品について、主な対象商品の相談内容は、以下のとおりである。

①合成洗剤(180件)

【輸入製品の表示方法、界面活性剤等の成分表示方法、成分の試験方法等】

「合成洗剤を輸入するが、成分表示はJIS規格の試験を行わなくてよいか」

- ②魔法瓶（96件）
【家表法の対象か否かの確認、容量の表示方法、使用上の注意の表示方法】
「保温効力の試験は自社試験でもよいか」
「保温効力は24時間と6時間の結果の両方を表示する必要があるか」
「ステンレス製魔法瓶の実容量単位は決まっているのか」
- ③椅子、腰掛け及び座椅子（60件）
【材質（構造部材、表面加工、張り材、クッション材）の表示方法】
「〇〇の材料を使用した椅子の材質表示方法を教えてほしい」
- ④靴（44件）
【家表法の対象か否かの確認】
「HPに掲載されている定義に該当しない靴の場合、表示は不要か。」
- ⑤サングラス（43件）
【紫外線透過率等の検査結果の表示方法、枠の材質の表示方法】
「紫外線透過率等を米国の規格で検査したが、これを表示すればよいか」
「サングラスの枠の材質の表示方法を確認したい」
「色付きレンズの伊達眼鏡は家表法の対象になるのか」
- ⑥マットレス（42件）
【硬さ、復元率の表示方法、試験方法】
「硬さや復元率の試験方法を教えてほしい」
- ⑦鍋（36件）
【家表法の対象か否かの確認、材質の表示方法】
「容量〇〇リットルの鍋は家表法の対象になるのか」
- ⑧かばん（35件）
【家表法の対象か否かの確認、皮革の種類（指定用語）の表示】
「ナイロン等の繊維製のかばんは対象か」
「本体は本革、持ち手の部分は床革のかばんの材質表示方法を教えてほしい」
- ⑨歯ブラシ（32件）
【耐熱温度の試験方法、柄の材質表示方法】
「歯ブラシの表示項目の耐熱温度の試験機関は決まっているか」

3. 家表法に関する講師派遣等

令和2年度においては、関係省庁、地方自治体が主催する講習会等に計2回講師を派遣した。

4. 家表法の制度改正

令和2年度においては、10月1日付で雑貨工業品品質表示規程（平成29年消費者庁告示第7号）の一部を改正（同日付で施行）し、浄水器に関する表示の標準を変更した。

日本産業規格 J I S S 3 2 0 1（家庭用浄水器試験方法）の改正を踏まえて、主に以下の改正を行った。

- ①浄水能力の表示について、除去対象物質を示す用語から、1.1.1-トリクロロエタンを削除。
- ②ポンプを有する浄水器について、最小動水圧の代わりに、ポンプが作動する水圧を表示すること。
- ③回分式浄水器の一部について、ろ過水容量を表示すること。

（参考）雑貨工業品品質表示規程改正のお知らせ（令和2年10月1日 消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/kaisei/20201001.html

以上